



5月の安心かわら版

5月の主な行事

1日	： 八十八夜	8日	： 母の日
3日	： 憲法記念日	12日	： 看護の日
4日	： みどりの日	16日	： 旅の日
5日	： こどもの日	22日	： 国際生物多様性の日
		31日	： 世界禁煙デー



熊本地震により被災された皆様にお見舞い申し上げます。
1日も早く復旧されるますよう心からお祈り申し上げます。

THE相続

「相続放棄したけど、 生命保険は受取れるってホント？」

亡くなった方が多額に借金をしており、持っている財産の方が少ない場合や遺産分割で争うのが嫌で、自ら相続権を放棄する事ができます。相続放棄しますと、**プラスの財産も借金などのマイナス財産も放棄することになります。**

ところが、生命保険金だけは特別扱いとなります。

仮に放棄をした相続人が「死亡保険金受取人」ならば、誰に気兼ねせずに受取ることができます。

これは、「**生命保険金は受取人固有の財産**」と法的に定められているからです。

どんなに借金があっても他に相続人がいたとしても、**なんの協議もせずに受取れるのが生命保険。**

生命保険が好きでも嫌いでも、相続対策をするうえで使わない手はありません。



相続のこと、保険のこと

何でも、お気軽に

ご相談ください。



私たちが担当します！



中山 山田 青葉

レジアスインパクト(株)秩父支店
〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815
TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555
青葉 : aoba@rezeous.co.jp
中山 : nakayama@rezeous.co.jp